

2023 年 2 月 1 日

森トラスト・ホテルリート投資法人と森トラスト総合リート投資法人との間の
吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第 149 条第 1 項に定める備置書面
の記載事項の変更

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
森トラスト・ホテルリート投資法人
執行役員 相澤 信之

森トラスト・ホテルリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、森トラスト総合リート投資法人（以下「MTR」といいます。）との合併につき備え置く、2023 年 1 月 16 日付「森トラスト・ホテルリート投資法人と森トラスト総合リート投資法人との間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第 149 条第 1 項に定める備置書面」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）第 149 条第 1 項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）第 193 条第 1 項第 5 号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項（投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号）

（中略）

(2) 合併対価について参考となるべき事項（投信法施行規則第 193 条第 1 項第 2 号）

(i) 吸収合併存続法人の規約の定め

別紙 2 記載のとおりです。なお、別紙 1 の合併契約書に記載のとおり、MTR は投資主総会を開催して、本合併の効力発生を停止条件として、本合併の効力発生日付で規約を別紙 1 の合併契約書別紙 7.1（甲の規約変更案）のとおり変更する旨の議案につき承認を求めることとされています。

（中略）

(4) 計算書類等に関する事項（投信法施行規則第 193 条第 1 項第 3 号）

(i) 吸収合併存続法人についての事項

- ① 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書の内容

別紙 3 をご参照ください。

- ② 最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ア MTR は、本合併に伴い、決算期を現行の 3 月末日及び 9 月末日から 2 月末日及び 8 月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、MTR の投資主総会の第 2 号議案において上程しております。当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認された場合には、MTR における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日の 5 か月となります。

(後略)

<変更後>

2. 投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事項の内容の概要

- (1) 合併対価の相当性に関する事項 (投信法施行規則第 193 条第 1 項第 1 号)

(中略)

- (2) 合併対価について参考となるべき事項 (投信法施行規則第 193 条第 1 項第 2 号)

- (i) 吸収合併存続法人の規約の定め

別紙 2 記載のとおりです。なお、別紙 1 の合併契約書に記載のとおり、MTR は 2023 年 2 月 1 日に投資主総会を開催し、本合併の効力発生を停止条件として、本合併の効力発生日付で規約を別紙 1 の合併契約書別紙 7.1 (甲の規約変更案) のとおり変更する旨の議案につき承認を求め、当該議案は承認されました。

(中略)

- (4) 計算書類等に関する事項 (投信法施行規則第 193 条第 1 項第 3 号)

- (i) 吸収合併存続法人についての事項

- ① 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書の内容

別紙 3 をご参照ください。

- ② 最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ア MTR は、本合併に伴い、決算期を現行の 3 月末日及び 9 月末日から 2 月末日及び 8 月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、2023 年 2 月 1 日開催の MTR の投資主総会の第 2 号議案において上程し、当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認されました。また、当該投資主総会及び 2023 年 1 月 31 日開催の本投資法人の投資主総会において本合併契約が承認されたことから、本合併の効力が発生することを条件として、決算期変更に係る当該規約変更の効力が本合併の効力発生日に生じることにより、MTR における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年

2月28日の5か月となります。
(後略)

以上